

○横手市建設工事施工体制等確認要領

令和4年9月7日

訓令第8号

改正 令和4年12月28日訓令第11号

令和7年4月1日訓令第1号

横手市建設工事施工体制等確認要領（平成17年横手市訓令第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）に基づく施工体制の適正化の措置を講じることにより、市が発注する建設工事の品質の確保と工事目的物の的確な整備に資するため、建設工事の施工段階における現場の施工体制等の把握に必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 施工体制等の確認の対象とする建設工事は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が200万円を超えるものとする。

（現場の施工体制等の把握）

第3条 監督職員は、次に掲げる事項に係る工事現場の施工体制等を施工プロセスのチェックリストにより、把握しなければならない。

（1） 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条の2の現場代理人、法第26条第1項の主任技術者、同条第2項の監理技術者、同条第4項の特例監理技術者及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第1項第2号の監理技術者補佐の配置に関すること。

（2） 施工体制台帳及び施工体系図に基づく点検に関すること。

（3） 請け負った工事の一部を下請負に付した場合における元請負人の適切な施工体制の確保に関すること。

（許可行政庁及び秋田県知事への通知）

第4条 市長は、前条の規定による工事現場の施工体制等の把握において受注者である建設業者に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実がある場合は、適正化法第11条の規定に基づき当該建設業者が許可を受けた許可行政庁及び秋田県知事に当該事実を通知しなければならない。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第5号において「暴力団員等」という。）

（2） 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前号に該当する者

- (3) 法人でその建設業者の役員等又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の使用人（以下「使用人」という。）のうちに第1号に該当する者のあるもの
- (4) 個人でその使用人のうちに第1号に該当する者のあるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (6) 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は使用人がその業務に関し他の法令（適正化法及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められたとき。
- (7) 建設業者がその請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせ、若しくは建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負い、又は法第26条の3第2項の特定専門工事（以下「特定専門工事」という。）の建設業者である下請負人が当該下請負に係る建設工事を他人に請け負わせたとき。
- (8) 建設業者が法第3条の建設業の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。
- (9) 建設業者が法第17条の特定建設業者（以下「特定建設業者」という。）以外の建設業を営む者と下請負代金の額が5,000万円以上（その請け負った工事が建築一式工事である場合は、8,000万円以上）となる下請契約を締結したとき。
- (10) 建設業者が、情を知って、法第28条第3項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は法第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
- (11) 市が発注した建設工事を直接請け負った建設業者が当該建設工事を施工するために下請契約を締結した場合において、建設業法施行規則第14条の2の規定による施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かないとき。
- (12) 前号の建設工事の下請負人がその請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合において、前号の建設業者に対して、建設業法施行規則第14条の4の規定による事項を通知しないとき。
- (13) 第11号の建設業者が、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げないとき。
- (14) 市又は元請負人（下請契約における注文者で建設業者であるものをいう。）が注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したとき。
- (15) 建設業者がその請け負った建設工事を施工する場合において、主任技術者を置かないとき。

(16) 前号の規定にかかわらず、市から直接建設工事を請け負った特定建設業者がその請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が5,000万円以上（その請け負った工事が建築一式工事である場合は、8,000万円以上）となる場合において、監理技術者を置かないとき。

(17) 建設業者が法第26条第3項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者（同項ただし書の規定により監理技術者の職務を補佐する者を当該工事現場に置いた場合を除く。）が工事現場ごとに専任の者でないとき。

(18) 土木工事業又は建築工事業を営む建設業者が土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（建設工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事の場合は、1,500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事を除く。）を施工する場合において、当該建設工事に関し法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工せず、又は当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させないとき。

(19) 建設業者が許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（建設工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事の場合は、1,500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事を除く。）を施工する場合において、当該建設工事に関し法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工せず、又は当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させないとき。

(20) 建設業者が法第26条の3第2項の特定専門工事の元請負人である場合において、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有し、かつ、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれる主任技術者を置かないとき。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に契約締結された建設工事に係る工事現場の施工体制等の把握については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月28日訓令第11号）

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。